

資料1 【滑川市立東部小学校 いじめ早期発見のための具体的な取組】

1 日常の児童観察

- (1) 担任している、いないに関わらず、以下の様子がないか観察する。
 - ・机を離す。
 - ・特定の子供をひやかす、からかう。
 - ・仲間はずれにする。
 - ・暴力を振るう。
 - ・「〇〇菌」等の言葉を使う。
 - ・物が隠されたり盗まれたり壊されたりする。
- (2) 発見者は、担任、学年主任、生徒指導主事、教務主任、管理職に報告し、対応を検討する。

2 教育相談

- ・学期に1回、教育相談期間を設ける。教育相談に併せ、毎月いじめアンケート調査を行う。
- ・生徒指導主事は、結果を校長（教頭）に報告する。気になる児童について全校で共通理解する場を設け、報告する。
- ・教育相談期間は、個別懇談（1・2学期）や学年・学級懇談会（3学期）の前とし、問題点を保護者と相談することができるようにする。

(1) いじめアンケート

生活を振り返り、困ったことがないか、いじめに特化したアンケート調査を行う（選択記名方式）。アンケートの項目で「5回以上ある」に○を付けた子、その他気になる事案について、教育相談で事情を聴取する。

- ・「いじめられている」に丸が付いているものは、全ていじめ事案として取り扱う。

(2) 教育相談

- ・全員と面談を行う。
- ・担任は、問題のあるなしに関わらず、結果を生徒指導主事に報告する。

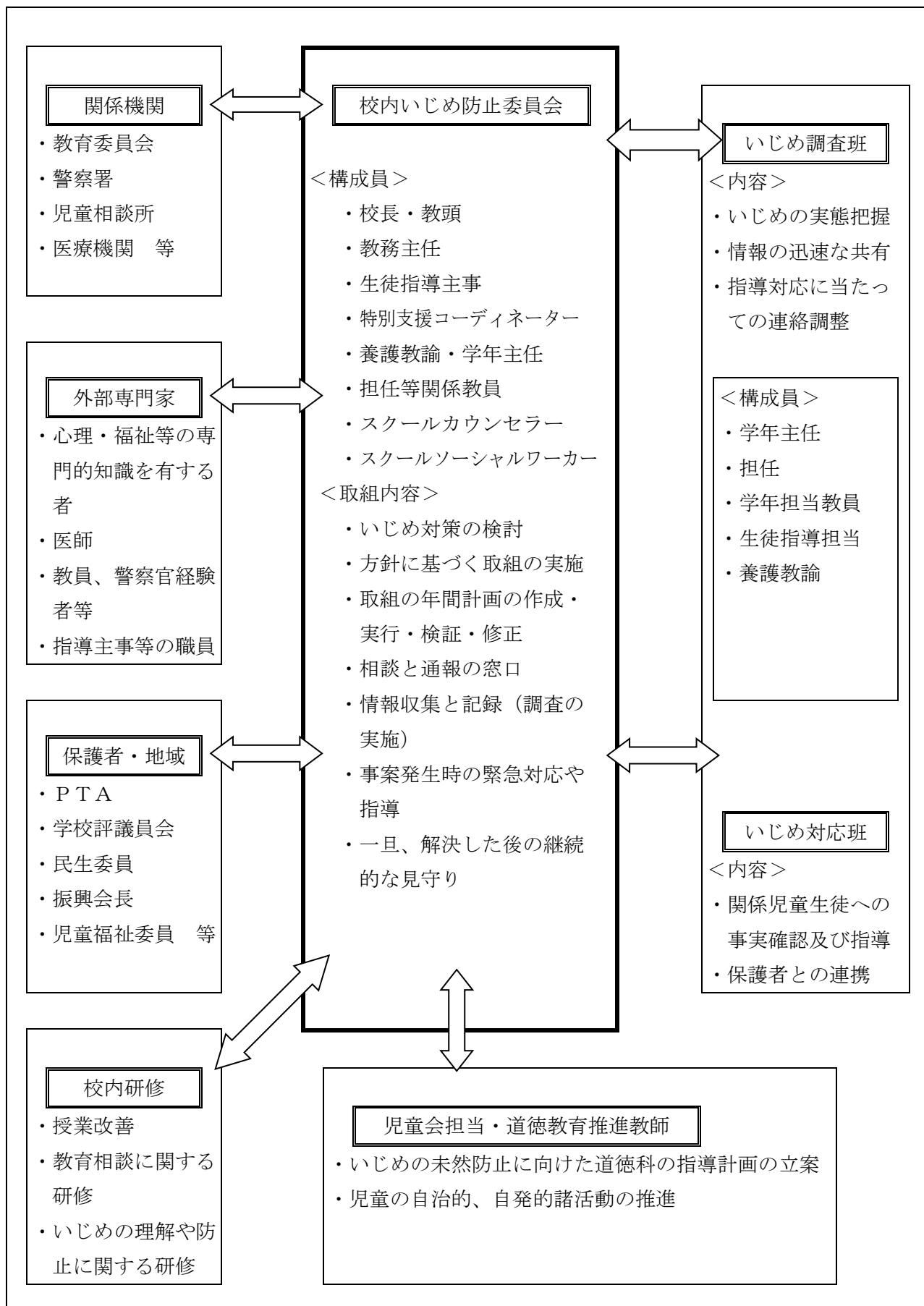
3 保健室来室回数、遅刻・早退日数、欠席日数の把握

- ・養護教諭は、保健室来室回数、遅刻日数、欠席日数が多かった児童を、毎月末に、生徒指導主事、管理職に報告する。
- ・生徒指導主事は、回数（日数）が多かった児童の様子を担当に確かめ、結果を校長（教頭）に報告する。

＊ 上の手立てを用いても、なお発見できない「いじめ」があるという認識をもつ。

資料2 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(「法」第22条に基づく組織＜必置＞)



資料3 【いじめが起こった場合の具体的な取組】

1 基本方針

- (1) 学校におけるいじめは、「被害児童を必ず守る」という意識を強くもって指導にあたる。
- (2) 訴えがあったその日のうちに対応する（報告から24時間以内に対処を決定する）。
- (3) 問題には、全教職員が一致して当事者として対応し、解決を確認するまで、追求する。解決の確認には、校長があたる。
- (4) 「個人名」「家庭の事情」等、個人情報の保護が必要とみなされるものは非公開にする。
- (5) いじめは1、2回の指導ではなくなる可能性があることを認識して指導する。

2 いじめへの対処…東部小危機管理マニュアルに準ずる。

(1) 校内委員会の設置

- ① 訴えがあった場合や定期観察でいじめと思われる事案を発見した場合、担任と生徒指導主事は、校長（教頭）に報告する。校長が必要と認めた場合、「校内委員会」を開催する。
- ② 委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養教諭、当該学年主任、担任とする。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携する。

(2) 校内委員会は次の行動をとる。

① 事実確認のための情報収集

- ・担任は概略を報告、記録する（個人指導票Bに時系列で記録しておく）。
- ・校長は、関係機関への連絡、児童や保護者との面談、事情聴取のための時間確保（補欠担当決定）等の役割を指示する。
- ・被害児童（保護者）、訴えてきた児童、周囲の児童、関係機関から情報を収集する。以降、関係児童が多い場合はもちろん、情報収集、面談は、できるだけ複数の教員で行う。
- ・被害児童の安全を確保するとともに、被害児童（保護者）には全力で守ることを伝える。
- ・情報提供児童（保護者）には、情報提供に対して不利益が生じないよう全力で守ることを伝える。
- ・滑川市教育委員会と連絡をとり、警察等との連携について相談する。

② 事実関係の整理と対処の検討

- ・加害児童と面談をする（共感的、受容的な態度で接し、今の気持ち、今後の行動を考えさせるようにする）。
- ・収集した情報を整理し、事実を明確化する。
- ・被害児童（保護者）、加害児童（保護者）、他の児童、関係保護者への対処を検討し、関係者に連絡する。

※ 以上を報告から24時間以内に行う（「様子を見ましょう」というのは対処ではない）。

③ 関係児童（保護者）への指導

- ・被害児童には、心のケアを中心に、対応する。
- ・加害児童には、真に反省の気持ちを感じられるまで指導を繰り返す。

- ・謝罪の場を設定する。
- ・周囲の児童については、傍観者であった事実を伝え、ロールプレイ等を通して当事者の気持ちが理解できるよう指導する。また、いじめは許されないことであることを確認する。
- ・いじめがあった学級の指導については、校内いじめ防止委員会で検討し、迅速に指導に当たる。
- ・被害児童の保護者には、心痛に共感する態度をもち、事実の伝達と学校の対応を伝える。
- ・加害児童の保護者には、心痛に共感する態度をもち、事実の伝達と学校の対応を伝える。
- ・関係保護者が複数の場合、保護者会を開催する。保護者会には、校長（教頭）、生徒指導主事、担任が同席する。

④ その後の指導

- ・5日後、成果と問題点を検討し、改善が見られなければ、別途、今後の対処の方針を決める。
- ・担任は、3日後、1週間後、1か月後、3か月後と継続して、被害児童と保護者に様子を聞く。

資料4 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(「東部小危機管理マニュアル」より)】

